

置賜広域行政事務組合告示第8号

本組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の利用料金の額を変更したので、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第4号）第10条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年 2 月 1 9 日

置賜広域行政事務組合  
理事長米沢市長 近 藤 洋 介

- 1 施設の名称  
置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）
- 2 対象期間  
令和8年2月24日から令和8年3月31日まで
- 3 利用料金  
施設の利用料金

スポーツクラブ会員（中学生以上対象） 2月24日から3月31日まで

種 類	入会金		利用施設内容
	変更前	変更後	
個人会員	11,000円	<u>2,200円</u>	温水プール、浴室、トレーニング室、スタジオ
家族会員	(2人以上対象) 22,000円	(2人以上対象) <u>4,400円</u>	
ペア会員	(2人対象) 22,000円	(2人対象) <u>4,400円</u>	
デイトime会員	11,000円	<u>2,200円</u>	
ハイスクール会員	11,000円	<u>2,200円</u>	
ナイト&ホリデー会員	11,000円	<u>2,200円</u>	

適用日：令和8年2月24日

※対象期間終了後は、変更前の金額となるもの